



拝啓

晩冬の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第26号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。二月は日数の短い月、疲れのたまる時期でもございますので、どうぞご自愛ください

敬具

## ～今回のテーマ「会社をたたむには？」～

「もう会社をたたもう」となった時、会社の解散登記申請の手続きをとる事になります。「解散」登記の申請をすればそれで終わりのように思えますが、実は解散の登記申請をただけでは会社はなくなる事にはなりません。今回は会社をたたむ時の流れについてお話しさせて頂きたいと思います。

解散の登記申請をした場合、役員は全員退任となり、同時に清算人とよばれる人が登記され、登記簿には「解散」と記載されます。その後は清算人が清算事務（債務や財産の整理等）を行うために存在する事になり、営業活動を目的とした行為や清算の目的に反する行為は行えません。

それでは、株主総会の決議により会社をたたむ場合を例に、手続きの流れを説明します。

株主総会で解散の決議が行われたら、清算人の選任をし、解散の登記と清算人の就任の登記を同時に行い、清算手続きに入る事になります。

選ばれた清算人は、事業年度の開始日から解散の日までを1つの事業年度として、決算及び税務申告を税務署等に行い、会社の債権者に対して一定期間（2か月以上必要）内に申し出なければならぬ旨の官報への公告及び債権者に対する個別の通知、会社財産の調査をして財産目録及び貸借対照表を作成し、株主総会でその承認を受けるといったことを並行して行います。

その後、売掛金等の債権の回収をし、債権者に対して公告及び通知をした期間経過後に債務の弁済を行います。弁済後も財産が残っている場合は株主に分配します。残余財産の確定後は、その日から一か月以内に残余財産の最後の分配日の前日までに、清算所得にかかわる申告を行います。最後に清算に関する決算報告書を作成し、株主総会の承認を受けます。もし、債務超過の場合は、株式会社であれば債権調査や債権者集会等を行う特別清算手続きに入り、特例有限会社であれば破産手続きをする事になります。

そしてこの株主総会の承認をもって、清算終了という登記申請手続きを行う事になります。この清算終了の登記申請が実はほとんど知られていないのですが、この登記申請をすることによって、やっとその会社は消失し、登記簿謄本も閉鎖され、のちに謄本を取得したとしても「閉鎖登記簿謄本」として発行されることになります。

会社をたたむための手続きは「解散登記」「清算事務」「清算終了登記」がワンセットです。このように会社を設立するよりも複雑ですので、まずは専門家にご相談されることをお勧めいたします。

(村中 修二)

## バレンタインデーの思い出

皆様、もうすぐバレンタインデーですね。

最近、バレンタインデー用のチョコレート売り場に並ぶチョコレートは、チョコレートと思えないくらい可愛いものや綺麗なものが多いですね。私は毎年チョコレートを選びにいくと、あまりに美味しそうなので、ついつい自分の分までほしくなってしまう。そして、結局自分の分まで買ってしまいます(笑)

バレンタインデーの思い出といえば、初めて好きな男の子にチョコレートをあげたのは小学3年生の頃でした。一人にだけ渡すと周囲にバレバレなので、同じチョコを沢山買ってきて結局みんなにあげたのを覚えております。そしてその子の母親がホワイトデーのお返しに買って来たであろうクッキーを、大事に部屋で食べた記憶があります。

皆様は、バレンタインデーにどのような思い出がありますか？お会いした際には是非お聞かせください。

(矢野 絢美)





応接室の作品は誰のもの？

最近、当事務所にお越しになるお客様から、応接室とは反対側の壁にかかっている「コラージュ」（現代絵画の技法の1つで、絵等に新聞の切り抜きなどを貼る）について「どちらで買われたのですか？」と、ご質問をいただきます。

実はこのコラージュ、寺西の母の作品です。ただし、母の作品のメインは水彩画で、コラージュはあくまで趣味の様子。よって当事務所にしかありません。

もし、興味のある方がいらっしゃいましたら、当事務所にお越しの際には一度ご覧下さい。

(寺西 広)

### <登記簿謄本の内容が間違っている！>

あってはならない事ですが、もし登記申請後に謄本を見て記載内容に誤りがあった場合どうなるのか？今回は実際にそのような事が発生した場合の手続きについてです。

登記簿謄本は、各種手続きの証明書類としてだけではなく、誰かと争いになった時に自分に権利があると主張できる書類です。少しの間違っても、第三者に権利主張できなければ大損害です。例えば、抵当権や根抵当権の内容に間違いあった場合、債権回収のために不動産の競売を裁判所に申し立てても認められません。よって、間違いがあった場合はそのような事がないよう直ちに訂正する事になります。

では、どのように訂正が行われるのか。まず、ごくまれですが、法務局側での記載ミスという場合があります。この場合は法務局が職権で直してくれますので、法務局へ連絡するだけで対応してもらえます。

そして問題なのが、登記申請書や登記の原因となっている抵当権設定契約書、移転登記の場合は登記原因証明情報の内容が間違っていて、そのまま記載された場合です。

この場合は、登記簿を訂正するために再度登記申請をする事になり、その際には不動産の所有者や銀行、場合によっては不動産の前の所有者など、関係当事者の署名捺印、印鑑証明書、権利証の再提出が必要です。よって、万が一、関係当事者が登記申請協力してくれなければ、手続きすることができません。書類や記名押印を貰えない場合は、最終手段として申請ミスや勘違いを裁判で立証し、更正を命じる判決を貰う事になります。

また、登記簿の記載間違いが発覚するのが何十年も後になった場合は、関係当事者から更正登記の署名捺印や添付書類を貰うことは難しくなりますので、手続きが難航します。

このように登記簿の記載を訂正することは容易ではありません。そのような事がないよう我々にはできる限りお客様との打ち合わせを密にし、提出書類の確認を行い、申請の際にも細心の注意を払っております。

万が一、昔行われた登記の記載間違いが判明した場合でも、後から更正の登記手続きは可能ですので、発見された場合はご相談下さい。当事務所が手続きをした場合ではなくても登記は可能です。

(寺西 広)

### 編集後記

皆様、いつも事務所通信をお読みいただきまして有難うございます。事務所通信も第26号となりました。立春も過ぎ、陽射しがほんの少しだけ春らしく感じることもあります。まだまだ寒さの厳しい日が続くようです。どうぞご自愛下さい。

### 【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階  
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>